

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の7第3項
処 分 の 概 要：国外運転免許証の交付
原権者（委任先）：三重県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第107条の7第1項及び第2項（国外運転免許証の交付） 道路交通法施行規則第37条の8（国外運転免許証の交付）、第37条の9（国外運転免許証交付申請書）、第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）
審 査 基 準：判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。
標 準 処 理 期 間：申請の当日中（交通部運転免許センターに申請する場合） 20日（尾鷲、熊野及び紀宝警察署に申請する場合）
申 請 先：交通部運転免許センター 尾鷲警察署、熊野警察署及び紀宝警察署
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許センター運転免許管理課免許管理室 【電話059（229）1212】 警察署交通課
備 考：